

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：消防費 目：消防指導費

### 事業名 女性消防団員充実強化事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部 企画課 消防係 電話番号：058-272-1111 (内 2471)

E-mail：[c11193@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11193@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 4,000 千円 (前年度予算額： 4,000 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,000	0	0	0	0	0	0	0	4,000
要求額	4,000	0	0	0	0	0	0	0	4,000
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・人口減少、少子高齢化社会を迎え、消防団員は減少傾向にある。とりわけ団員のサラリーマン化による被用者数増加により、昼間消防力の低下も懸念されており、女性や若者などの入団促進の重要性が増している。
- ・平成25年12月には「消防団充実強化法」が公布・施行され、平成27年12月には、第27次消防審議会の最終答申が示された。  
(地域における活動への理解促進、被用者、若者、女性及びシニア世代の加入促進等)
- ・県内の女性団員は全団員 20,153 人中 567 人 (R2.4.1 現在 2.8%、R1.4.1 現在全国平均 3.2%) と少ない状況にある。
- ・消防団活動は、消火活動のみならず、応急手当や火災予防啓発など、その活動は多様化の傾向にあり、女性団員の活躍は、東日本大震災や広島市土砂災害における避難所等で注目を集めている。
- ・大規模災害発生時等における後方支援活動、避難所運営等、火災予防普及啓発、応急手当等の女性消防団員の活動において、女性活力を効率よく消防団活動に投入するには、女性消防団員にとって活動しやすい環境づくりや処遇の改善、女性防火クラブ等の自主防災組織等との活動連携の強化が求められる。

- ・消防団活動の多様化に幅広く対応するためには、更なる女性団員の活躍が必要であり、増えつつある女性団員が有効に活動できる環境を整備することが肝要である。

## (2) 事業内容

市町村が実施する女性消防団員の消防団活動に対して、女性消防団員が使用する資機材や活動環境の整備等を支援し、活躍しやすい活動環境の整備促進と、女性消防団員の活動強化を支援し、地域防災力の向上を図る。

名称 「女性消防団員充実強化事業補助金」

期間 令和元年度から3年間

概要 市町村が女性消防団員に対して実施する次の事業経費に対する補助

- ①資機材や装備品等に要する経費
- ②教育・訓練・活動に要する経費
- ③女性が活躍しやすい環境改善に要する経費
- ④女性消防団（員）等が女性防火クラブ等と連携して実施する事業経費

## (3) 県負担の考え方

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」において、装備の強化等について県の役割が明示されている。また、大規模災害の発生への備えは広域自治体である都道府県が支援を行うことにより地域防災力の向上を図るものとして実施することが妥当である。

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	4,000	市町村が女性消防団員に関して実施する事業支援のための補助経費
合計	4,000	

## 4 参考事項

### (1) 事業主体及びその妥当性

- ・消防組織法では、「市町村消防の原則」の観点から、団員確保を含め、消防団の管理運営は市町村の責務であるとされ、県は「市町村の消防が十分に行われるよう」補完的に協力するとされている。また、地方自治法にお

いては、広域にわたるものを県が処理するとされている。

- 平成25年12月、「消防団等充実強化法」が成立し、国及び地方公共団体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善等に関して必要な措置を講ずることが義務づけられた。
- 平成27年12月、「第27次消防審議会の最終答申を踏まえた消防団を中核とした地域防災力の充実強化」で、市町村において女性のいない消防団においては、女性の入団について早急に取り組むとともに、他の消防団でも女性の積極的な入団促進及び装備品等の支援が示され、県においても当該取組において積極的に助言等を行うように示されている。
- 以上のことから、県が広域の地方自治体として本事業を推進していくことは妥当と考える。

## 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

<b>補助事業名</b>	女性消防団員充実強化事業補助金
<b>補助事業者（団体）</b>	市町村 (理由) 消防組織法では、「市町村消防の原則」の観点から、団員確保を含め、消防団の管理運営は市町村の責務であるとされ、県は「市町村の消防が十分に行われるよう」補完的に協力するとされている。
<b>補助事業の概要</b>	(目的) 市町村が実施する女性消防団員や機能別女性消防団の消防団活動に対して、女性消防団員が使用する資機材や活動環境の整備を支援し、女性消防団員が活躍しやすい活動環境の整備を促進し、女性消防団員の活動強化を支援し、地域防災力の向上を図る。 (内容) 市町村が女性消防団員、機能別女性消防団に対して実施する事業経費に対する補助 ①資機材や装備品等に要する経費 ②教育・訓練・活動に要する経費 ③女性が活躍しやすい環境改善に要する経費 ④女性消防団（員）等が女性防火クラブ等と連携して実施する事業経費
<b>補助率・補助単価等</b>	定額・ <span style="border: 1px solid black;">定率</span> ・その他 (内容) 補助率：1 / 2 条 件：4月1日の女性団員数が、前年度と同数以上 限度額：1,000千円（女性分団、女性消防隊を有する場合 2,000千円） (理由) 市町村に対する補助金であり、他県の状況を踏まえて判断。
<b>補助効果</b>	・女性消防団員が活躍しやすい活動環境の整備促進及び女性の消防団への加入促進 ・女性消防団員等の活動強化による地域防災力の向上
<b>終期の設定</b>	終期 令和3年度 (理由) 女性消防団員の充実強化を行うために必要な期間

**(事業目標)**

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

女性が消防団へ加入しやすく活動しやすい環境整備を促進し、女性消防団員の加入促進や団員確保に向けた取組みに繋げる。

また、女性消防団員が活動しやすい環境を整備することにより、女性消防団員の活動の活性化や女性の特性を活かした消防団活動の充実と強化を図り、大規模災害時等における安全・安心な地域づくりを目指す。

第4次男女共同参画基本計画（内閣府・総務省）により平成38年度までに団員に占める女性の割合5%をめざすが、当面は補助金終期である令和3年度までに3.6%をめざす。

**(目標の達成度を示す指標と実績)**

指標名	事業開始前 (H26年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
①県内の消防団員数のうち、女性消防団員の占める割合	2.2%	3.6%	3.6% (R3)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度 (要求)
補助金交付実績	1,736千円	335千円	3,234千円	(予算額) 4,000千円	(要求額) 4,000千円
指標①目標	2.8%	3.0%	3.2%	3.4%	3.6%
指標①実績	2.6%	2.8%	2.8%	2.8%	(推計値) %
指標①達成率	92.9%	93.3%	87.5%	82.4%	(推計値) %

**(前年度の成果)**

・女性消防団員の活動に必要な装備等を補助することにより、地域防災力の向上を図るとともに、火災予防普及啓発活動等、女性のきめ細やかな対応が期待される啓発物品購入の補助を行い、女性消防団員の力を発揮しやすい環境を整えた。

・H29：547人(2.6%) H30：589人(2.8%) R1：582人(2.8%) R2：567人(2.8%)

**(今後の課題)**

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

女性消防団員の装備品等による活動環境の整備を支援する一方で、女性消防団員の継続的な確保対策を推し進める必要がある。各市町村の地域事情に即した女性消防団員の活動等について、市町村や消防団との協議連携を行い、地域事情に即した女性消防団員の活動の在り方や活動能力の向上等について情報提供や助言等を継続的に実施する必要がある。

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) ○ : 必要性が高い、△ : 必要性が低い	
(評価) ○	「消防団等充実強化法」により地方公共団体に対して財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずる努力義務が課せられた。また、第27次消防審議会の最終答申において、消防団等の充実強化のために早急に取り組むべき事項として、地方公共団体は、消防団への加入の促進等、総合的・計画的に取り組むべきとされている。
・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) ○ : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △ : まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	女性消防団員が活動するために必要な装備品等に助成金を交付することで、女性消防団員の活動の幅が広がり、地域防災力が向上している。 R2 6市町が申請予定 / 女性団員が増加した市町村 : 8市町
・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) ○ : 効率化は図られている、△ : 向上の余地がある	
(評価) ○	市町村に偏りがなく交付できるよう事前に調査を行ったうえで補助金の交付決定を行っている。

(事業の見直し検討)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか。 ・ 女性消防団員は増加傾向にあるものの、全国の消防団員に占める女性消防団員と比較するとまだ低い値であるため、引き続き支援をしていく必要がある。(岐阜県 2.8%、全国 3.2%)	
---	--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止 (理由) 事業効果を検証する必要がある。	
-------------------------------------	--